

## 1411 アメリカ合衆国と朝鮮民主主義人民共和国との間の合意された枠組み(米朝枠組合意)

署名 一九九四年一〇月二日(ジュネーブ)

アメリカ合衆国(米国)政府と朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)政府の代表団は、一九九四年九月二三日から一〇月二一日までジュネーブで会談し、朝鮮半島

における核問題の包括的な解決について交渉した。双方は、一九九四年八月一二日の米国と北朝鮮との間の合意声明に含まれる諸目的を達成することの重要性、及び、一九九三年七月一日の非核の朝鮮半島における平和と安全の実現のための米国と北朝鮮との間の共同声明の諸原則を維持することの重要性を再確認した。米国と北朝鮮は、核問題の解決のために以下の行動をとることを決定した。

I (軽水炉・重油の提供、黒鉛減速炉の凍結・解体) 双方は、北朝鮮の黒鉛減速炉と関連施設を軽水炉(LWR)発電施設に転換するために協力する。

(1) 一九九四年一〇月二〇日付の米国大統領からの保証書簡に従って、米国は、総発電能力約二〇〇〇メガワットのLWRプロジェクトを、二〇〇三年の目標年までに北朝鮮に提供するための準備を整えることを約束する。

米国は、その主導の下に、北朝鮮に提供するLWRプロジェクトのための資金提供とその供与を行う国際共同事業体を組織する。米国は、この国際共同事業体を代表して、LWRプロジェクトのための北朝鮮との主要な窓口となる。

米国は、この共同事業体を代表して、LWRプロジェクトの提供のために、この文書の日付から六箇月以内に北朝鮮との間の供与契約の締結を確保するため最善の努力を尽くす。契約に関する交渉は、この文書の日付の後可及的速やかに開始する。

米国と北朝鮮は、必要に応じて、原子力の平和的利用の分野における協力のため二国間協定を締結する。

(2) 一九九四年一〇月二〇日付の米国大統領からの保証書簡に従って、米国は、共同事業体を代表して、LWR一号基が完成するまでの間、北朝鮮の黒鉛減速炉と関連施設の凍結によって生産できないエネルギーを補填するための準備を整える。

—代替エネルギーは、暖房用と発電用として重油の形で提供する。

—重油の引き渡しは、引き渡しに関して合意された予定に従って、この文書の日付から三箇月以内に開始され、毎年五〇万トンの割合とする。

(3) LWRの提供と暫定的な代替エネルギーの準備に関する米国からの保証を落手次第、北朝鮮は黒鉛減速炉と関連施設を凍結し、最終的にはこれらの黒鉛減速炉と関連施設を解体する。

—北朝鮮の黒鉛減速炉と関連施設の実施は、この文書の日付から一箇月以内に完全に実施される。この一箇月の期間及び凍結期間を通して、国際原子力機関(IAEA)はこの凍結を監視することを認められ、北朝鮮はこの目的のためにIAEAに対して全面的な協力を提供する。

(4) —北朝鮮の黒鉛減速炉と関連施設の解体は、LWRプロジェクトが完成したときに完了する。  
—米国と北朝鮮は、LWRプロジェクトの建設期間中に、五メガワットの実験炉から抽出した使用済み燃料を安全に貯蔵する方法と、その燃料を北朝鮮国内での再処理を伴わず安全に処分する方法を見いだすに当たって協力する。  
—この文書の日付の後可及的速やかに、米国と北朝鮮の専門家は二つの専門家協議を行う。

—一方の協議において、専門家は、代替エネルギーに関連する諸問題及び黒鉛減速炉計画のLWRプロジェクトへの転換に関連する諸問題を討議する。

—もう一方の協議において、専門家は、使用済み燃料の貯蔵とその最終的な処理に関する具体的な取極について討議する。

II (関係の正常化) 双方は、政治的・経済的関係の全面的な正常化へ向けて行動する。

(1) この文書の日付から三箇月以内に、双方は、遠距離通信サービスと金融取引に対する制限を含む、

貿易と投資への障壁を削減する。

(2) 双方は、領事業務その他の技術的な問題を専門家レベルの協議を通じて解決した後、相手国の首都に連絡事務所を開設する。

(3) 双方がそれぞれ関心をもつ問題の進展に伴い、米国と北朝鮮は、両国間の関係を大使級に格上げする。

III (核兵器の不使用、朝鮮半島の非核化) 双方は、非核の朝鮮半島における平和と安全のために協力する。

(1) 米国は、北朝鮮に対して、米国が核兵器による威嚇や核兵器の使用を行わないという正式な保障を与える。

(2) 北朝鮮は、朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言を履行するため不断に措置を講ずる。

(3) この枠組合意は南北対話を促進する環境の醸成に役立つので、北朝鮮は南北対話を行う。

IV (核不拡散体制の強化、IAEAの保障措置受入れ) 双方は、国際的な核不拡散体制の強化のために協力する。

(1) 北朝鮮は、引き続き核兵器の不拡散に関する条約(NPT)の締約国に留まり、条約に基づく保障措置協定の実施を認める。

(2) LWRプロジェクト提供のための供与契約が締結された段階で、凍結の対象とならない施設に関して、北朝鮮とIAEAの保障措置協定の下の、特定査察と通常査察が再開される。供与契約の締結までの間、保障措置の継続性のためにIAEAが必要とする査察が、凍結の対象とならない施設において継続される。

(3) LWRプロジェクトの重要な部分が完了し、中心的な核関連機器が搬入される前の段階で、北朝鮮はIAEAとの保障措置協定(INFCIRC/403)の完全な履行に移行する。その中には、北朝鮮のすべての核物質に関する同国の冒頭報告が正確かつ完全であるか否かをめぐる検証に関して、IAEA

EAと協議を行ったのちに、IAEAが必要と認めることのあるすべての措置をとることが含まれる。